

# 防災マニュアル

令和7年7月更新  
五所川原システム合同会社  
児童ディサービス いとかの杜

## 目次

1. 災害対策の方針	…p1
2. 災害対策に関する組織体制の整備	…p1
3. 日々の災害対策(各種点検)	…p1
4. 保護者への児童の引き渡しについて	…p2
5. 災害への対応	…p3
5. 1. 火災への対応	…p3
5. 2. 地震・津波災害への対応	…p6
5. 3. 気象災害への対応	…p10
6. マニュアルの閲覧について	…p15

(付則)

## 1. 災害対策の方針

本マニュアルは、「児童デイサービスいとかの杜」において、災害による被害発生の防止を目的としたものです。また本マニュアルは、**非常災害対策計画・BCP 自然災害**と一体的に災害対策を捉え、主に児童の避難にかかる項目が主であるため、全ての職員は、本マニュアル・非常災害対策計画・BCP 自然災害を熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また災害発生のおそれのあるときや負傷者等が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、災害による被害発生・拡大の防止に努めてください。

## 2. 災害対策に関する組織体制の整備

### (1) 災害防犯対策委員会の構成員

**※BCP 自然災害3. 緊急時の対応(2)対応体制の災害対策委員会と同様**

委員長(本部長：管理者)

責任者(児童発達支援管理責任者)

受付担当者(主任)

### (2) 災害防犯対策委員会の開催

- ・年1回以上開催(必要時はその都度開催)

## 3. 日々の災害対策(各種点検)

対 策	内 容
日常点検	<p>「<b>掃除チェック・日常点検表</b>」により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・火災発生のおそれのある箇所と日常の避難動線を確認する。</li><li>・火気設備・器具の周囲に、転倒、落下のおそれのある物品や可燃物を置いていないことを確認する。</li></ul>
定期点検	<p>「<b>安全点検チェックシート</b>」により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・安全な避難の確保のため、避難施設や防火設備の点検を行う。</li><li>・建築物とそれに付随する施設物（看板等）の点検を行う。</li><li>・消防用設備等の点検を行う。</li></ul>
随時点検	<p><b>別表3「家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表」</b>により行う。</p> <p>事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等の家具類の転倒・落下・移動防止の措置を実施する。</p> <p>▲危険物、毒物、高圧ガス等の貯蔵・取扱場所の点検、転倒、落下、浸水等による発火防止措置と送油管等の点検を行う。</p>
消火器等の準備 と適正管理	法令基準に基づき消火器等を設置し、適正に維持管理する。 (ドライケミカルに防火対象物・防火設備の定期点検を委託中)

#### 4. 保護者への児童の引き渡しについて

##### (1) 引き渡し判断の原則

災害の状況により児童の帰宅措置をとるか、施設または避難先にて留めおくかの判断をしたうえで、児童の帰宅措置をとる場合において、以下の状況では、保護者への引渡しを原則とします。

- 震度5弱以上の地震が発生した場合および大津波警報・津波警報が発令された場合
- 何らかの被害等により事業の継続が困難な場合や二次避難先へ避難した場合

##### (2) 保護者への引渡し方法

職員は、保護者に適切に児童を引き渡せるよう、緊急時引渡しカードを必要事項が記入済みの状態で作成しておきます。保護者は、引取り時にこれを施設から受け取り、その場で引き取り者氏名、続柄を記入して、提出していただく形とします。引渡し手順は以下のとおりです。

- ① 施設長または施設長からの指示を受けた職員は、保護者へ連絡し児童の引き取りを依頼する。
- ② 【登録された引取人が来た場合】職員は、引き渡し日、時刻、職員サインをカードに記載して、児童を引き渡す。

【未登録の引取人が来た場合】職員は、保護者に連絡し、引渡しの許可が取れた場合は、引受人の本人確認をして児童を引き渡す。保護者と連絡が取れない場合は、子どもと一緒に待機してもらう。

児童デイサービスいとかの杜 災害時児童引渡しカード	
引き渡し日	月 日 ( )
引き渡し時刻	:
学校名	
学年	
児童氏名	
引き取り者氏名	
児童との続柄	
引き渡し職員サイン	
責任者サイン	

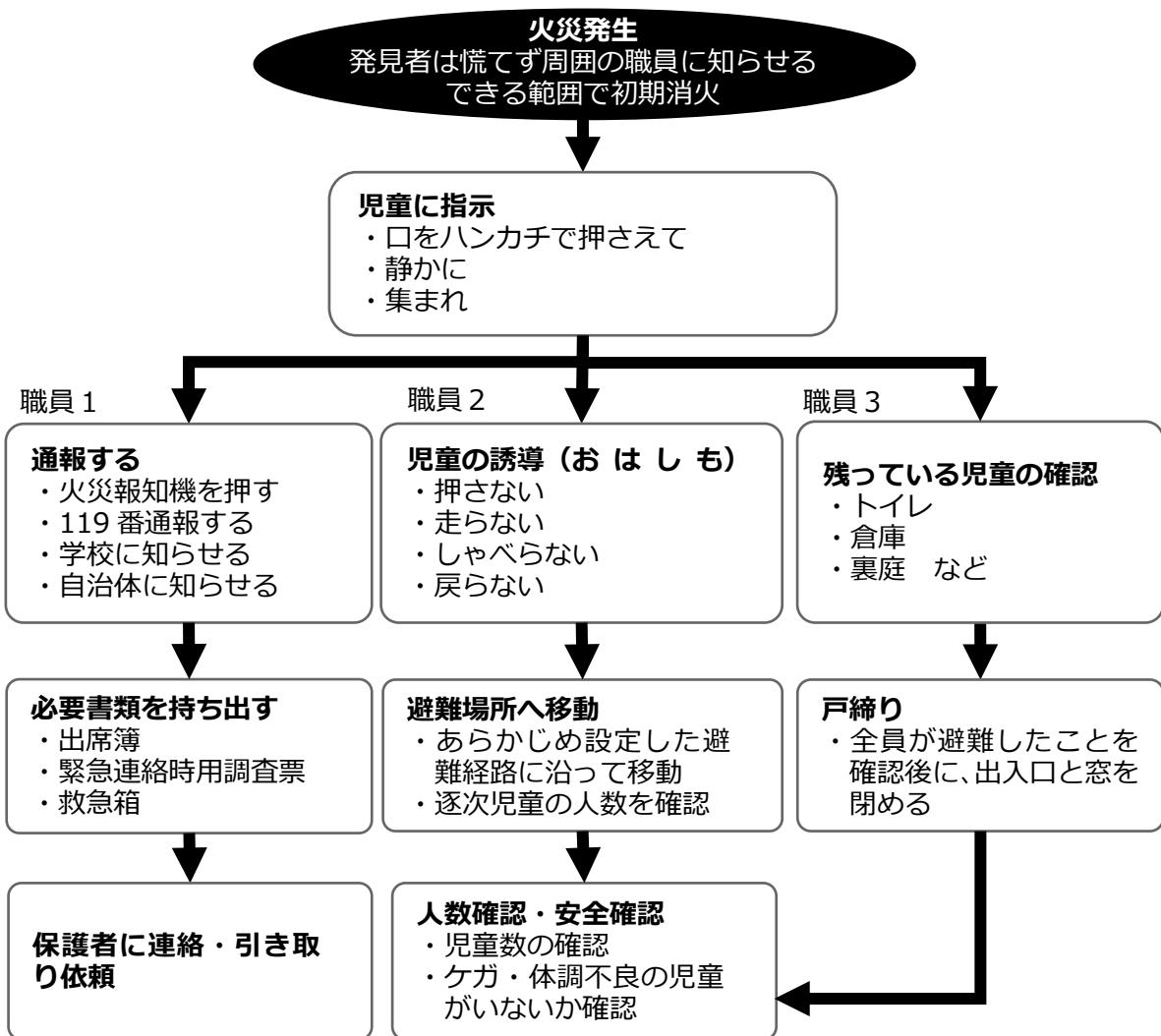
図1 引き渡しカード（例）

## 5. 災害への対応

### 5.1. 火災への対応

火災時には、以下のフローで対応を行います。また主要な事項の手順は、〇以下のとおりです。

図 1 火災発生時の対応フロー



### 5.1.1 火災対応の基本

火災が発生した場合、全ての職員は、以下の基本を念頭に行動します。初期消火を行う場合は、〇に基づいて実施します。

① 早く知らせる

「火事だ」と大声で助けを求める。小さな火事でもただちに 119 番通報する。

② 早く消火する

出火から 3 分以内に消火器で消火する。

③ 早く逃げる

天井に火が燃え移ったら、消火をあきらめて避難する。

避難する際には、燃えている部屋のドアや窓を閉めて、空気を絶つようにする。

### 5.1.2 初期消火

職員は、出火を確認した場合、以下の手順で初期消火を試みます。ただし、消火が困難と判断した場合には、無理に消火活動を続けず、速やかに避難します。

① 出火場所を確認する。

② 火元が判明し、初期消火が可能ならば、消火器等で素早く火の始末をする。

消火器がなければ濡らしたシーツやバスタオルを使って消火する。

③ 電気器具はスイッチを切り、コードは抜く。ガスを使用している場合は元栓を閉める。

### 5.1.3 消防への通報

消防車の要請は、施設長または施設長から指示を受けた職員が行います。消防車を要請する際は以下のとおりとします。施設長または施設長の指示を受けた職員は、緊急時にも落ち着いて対応できるように電話のそばや壁に、**※いとかの杜119通報カード**を貼っておきます。

### 5.1.4 安全な場所への避難

初期消火できず、消防車を要請した場合には、人的被害の発生を抑えるため、職員は、児童を連れ、安全な場所に避難します。

① 安全な場所（あらかじめ決定した避難場所=立佞武多の館）へ避難誘導する。

担当職員は、窓ガラス、出入口ドアを閉めてから避難します。

移動の際は出火場所と反対方向に移動し、風下向かってに避難します。

- ② 避難のときは、「お・は・し・も」に加え、「体を低くして！」、「煙を吸わないように！」などのことば掛けを行う。

- ・ ハンカチ等で口や鼻を覆う。ないときは手で口や鼻を覆う。
- ・ 煙は高いところに上がるため、できるだけ姿勢を低くする。
- ・ 煙が充満すると周りが見えなくなるため、屋内では壁伝いに移動する。

## 5.2 地震・津波災害への対応

地震が発生し、避難する場合は以下のフローで対応を行います。また主要な事項の手順は〇のとおりです。

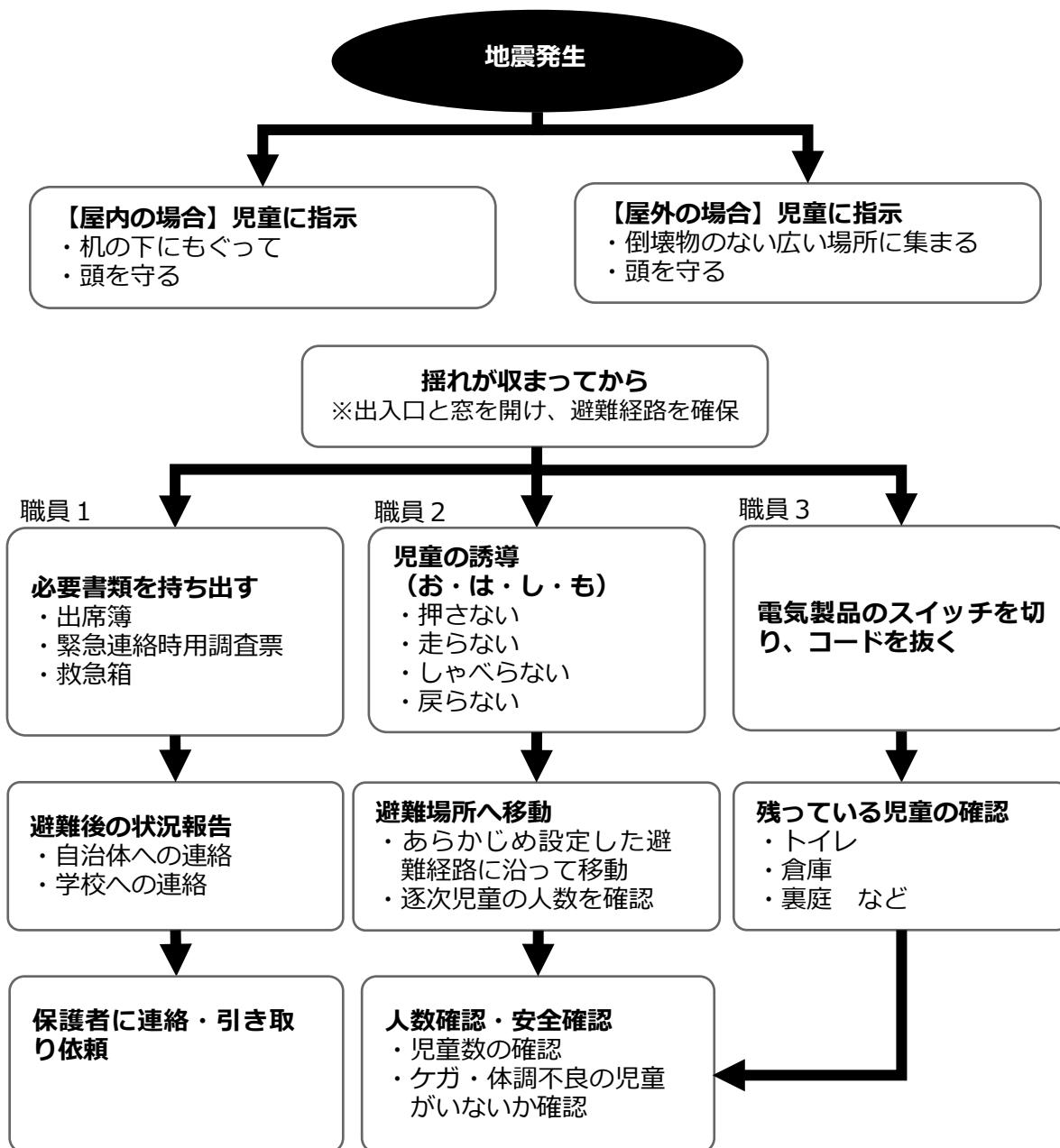


図2 地震発生時の対応フロー（避難実施時）

### 5.2.1 地震・津波による被害防止対策の基本

施設長の指示を受けた職員は、地震・津波による被害を少なくするため、以下のような基本的な地震対策を実施します。※3. 日々の災害対策(各種点検)により行う。

- 備品（非常持ち出し袋等）の設置場所を、すぐに取り出しそうな場所とする。
- 転倒時に出入り口をふさがないよう、家具等を出入り口から離れた場所におく。
- 転倒を防止するため、じゅうたんやたたみには背の高い書棚等を置かない。
- 重いものは書棚等の下段に収納する。
- 背の高い家具の上には、落下した際に危険な物（ガラス製、金属製の物等）を置かない。
- 什器や照明器具を固定する。
- 耐震金具は頑丈な壁を選んで取り付ける。
- 金具を使えないときは粘着テープで固定する。
- 家具と天井のすき間に転倒防止ポールを設置したり、段ボール等でうめる。
- テレビと台は、バンドで固定する等、転倒防止グッズを利用する。
- ピアノは転倒防止のため専用の金具で固定する。
- つり下げ式の照明器具は、チェーンで固定する。
- ガラスに飛散防止フィルムを貼る。
- 津波の危険がある場合の避難場所を決めておく（特に小さな児童が無理なく速やかに移動できる場所を設定する）。
- 間違った情報に惑わされないよう、テレビやラジオ、防災行政無線等から正しい情報を得るようにする。

### 5.2.2 開所前に地震が発生した場合

#### (1) 握れが比較的小さかった（震度4以下）場合

平日は、通常下校や一斉下校などで当クラブに児童が来所します。また休業日も通常どおり受け入れます。

#### (2) 握れが大きかった（震度5弱以上の）場合

児童は小学校で留め置かれ、保護者の引取りとなります。児童は当施設に来所しないため、**閉所とします。**学校休業日の場合も、施設長はあらかじめ保護者に連絡し、閉所とします。

### 5.2.3 当施設に向かっている途中に地震が発生した場合

職員は、安全計画に基づき、地震が発生した場合、以下の対応により我が身を守るよう児童に教育を行っておきます。

- 摆れている間は、ランドセル・カバン等で頭を守る。
  - ガラス飛散のおそれがあるため、ガラスのある建物から離れる。
  - 転倒してくるおそれがあるため、ブロック塀や自動販売機から離れる。
  - 感電のおそれがあるため、切れた電線に触らない。
  - (距離や道程を考え、)学校(か当施設)に避難する。恐怖を感じるレベルの揺れであれば、直接グラウンド等の広い場所へ避難する。
- (□ 揆れが収まつたら職員が学校までの道程を見回るため、動けない場合はその場で待つ。)

### 5.2.4 当施設開所中に地震が発生した場合

#### 地震発生時の対応（室内）

屋内で地震が発生した場合、職員は以下の対応を実施します。

##### ① まず身の安全を守る

丈夫なテーブルや机の下に身を伏せて、揆れがおさまるのを待つ。テーブル等が近くにないときは、座布団やクッションで頭を守る。まずは、身の安全を守ることが重要。

##### ② 火の始末をする

揆れが小さい時はすぐに、揆れが大きい時には揆れがおさまってから火を消す。慌ててやけどをしないように落ち着いて火の始末をする。また、ガスの元栓を閉め、念のため電気のブレーカーを切る。

##### ③ ドアや窓を開け出口を確保

地震で建物がゆがんでドアが開かなくなることがある。外に避難できるように出口を確保する。その際、ドアが再び閉まらないように手近なものを挟み込んでおくとよい。

##### ④ あわてて外に飛び出さない

あわてて外に飛び出すと、窓ガラスの破片等が落ちてきて思わぬケガをすることがある。周りの状況をよく確かめて、落ち着いて行動する。

⑤ ガラスや上から物が落ちるような場所を避け、児童を 1 か所に集める

割れたガラスの破片等でケガをするおそれがある。室内であっても靴を履くか、スリッパや厚手の靴下を必ず履くようにする。ガラスが飛び散らないように、すぐにカーテンを閉める。その上で、揺れがおさまってから、安全な場所に児童を集める。

(2) 地震発生時の対応（屋外）

職員は、まず、遊具等で遊んでいる児童は中断させます。また、児童を分散させないようにし、落下物等の少ない安全な場所に移動させます。児童を安全な場所に集めたら、職員が児童を囲むなどして安心感を与え、児童の気持ちを落ち着かせます。

避難・誘導の際、以下の点に留意します。

- 地割れが発生している場合には近づかないようにする。
- 建物等からの落下物が予測される場所にも近づかないようにする。
- 橋や遊歩道はできるだけ避けるべきだが、やむを得ず渡る・通る場合には、急いで渡るようにする。
- 移動の際には、ブロック塀や自動販売機が倒れて下敷きになるおそれがあるため、地震が起きたらすぐにブロック塀等のそばから離れる。
- たれ下がった電線には触れないようにする。

(3) 揺れが収まった後の対応

地震の揺れが収まったら、職員は以下の確認、対応を行います。

① 揺れが比較的小さかった（震度 4 以下の）場合

緊急対応後、施設に異常がなければ通常どおり保育を行う。緊急対応とは、児童の安全確保、応急手当、所在と安否確認、施設・設備の被害状況点検のことをいう。

事業の継続が困難な場合、施設長は保護者に迎えを依頼する。施設の異常（建物のゆがみ、壁の崩落等）、近隣の状況（火災や建物の崩落等）、津波の危険性などをもとに、施設長が総合的に判断し、場合によっては避難場所（南小学校）へ誘導する。その場合、避難場所にて保護者の迎えを待つ。

② 揺れが大きかった（震度 5 弱以上の）場合

児童を留め置き、保護者の引取りとする。職員は、4. の引渡し手順に従って行動する。

また、緊急対応後、施設長は、避難場所（南小学校）へ避難するか否かを判断する。避難の判断は、建物の立地や耐震構造等をふまえて行う。避難した場合は、避難場所において児童の引渡しを行う。児童全員の引渡しが完了するまで迎えを待つ。

児童の引渡しは、原則、緊急時引渡しカードに登録した方のみに引き渡すようにし、登録していない方が引き取りに来た場合は、必ず保護者に確認する。

### 5.2.5 津波警報が発令された場合

施設長および職員は、定められた避難場所（南小学校）に避難します。この際、自動車での避難は極力控えます。また、一度避難したら、安全が十分に確認できるまで戻らないようにします。

避難場所にて保護者等による引取りを実施し、児童を帰宅させます。ただし、津波が切迫している場合には、退避場所に留まるよう促します。

## 5.3 気象災害への対応

### .5.3.1 気象災害において警戒すべき事項

局所的に発生する集中豪雨は予測が困難であり、注意報や警報等は急に出ることがあることから、職員は常時、警報等の情報に気を付ける必要があります。

土砂災害は、一瞬にして起こることから、土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難します。児童の人数、年齢、身体の状況によっては逃げ遅れるおそれがあるため、早めの避難を心がける必要があります。

その他、職員は、以下のようないくつかの危険な前兆（前兆現象）を察知し、行動をとるようにします。

- 川の水かさが急激に上昇する。
- 水が濁り、流木等が流れてくる。
- かけから音がする。小石が落ちてくる。
- 斜面にひび割れや変形がある。
- かけや斜面から水が噴出している。
- かけからの水が濁っている。
- 山がミシミシと音をたてる。
- 雨が降り続いているのに川の水位が下がっている（鉄砲水の前兆）。

### 5.3.2 気象警報等発令時の役割ごとの準備

#### (1) 火災予防の対応（暴風警報の場合）

暴風警報が発令された場合、施設長の指示を受けた職員は、以下の点を確認します。

- 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限する。
- 火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックを行う。

#### (2) 救護活動の準備

気象警報が発令された場合、施設長の指示を受けた職員は、以下の点を確認します。

- 必要な衛生材料（ガーゼ、包帯等）が備蓄されているかを点検する。
- 担架、車椅子、搬送用ゴムボート等救護運搬用具が揃っているか確認しておく。
- 児童の健康状態を確認し、各自に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備える。

#### (3) 緊急物資確保の準備

気象警報が発令された場合、施設長の指示を受けた職員は、以下の点を確認・対応します。

- 備蓄してある食糧や機材等を点検し、児童数に対して補充が必要なものは緊急に確保するよう努める。

#### (4) 生活用品の保護

気象警報が発令された場合、施設長の指示を受けた職員は、以下の点を確認・対応します。

- 浸水などのおそれがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具等の生活用品を高い場所へ移動させておく。

#### (5) 避難誘導の準備

気象警報が発令された場合、施設長の指示を受けた職員は、以下の点を確認・対応します。

- 児童の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者等、現在いる職員での対応について確認しておく。
- 避難経路、避難方法について確認し、対応や手順について打ち合わせしておく。

### 5.3.3 警報発令時の対応

警報の種類、発令のタイミングに応じて以下のとおりの対応を行います。

表1 警報発令時の対応

	警報	特別警報
開所前（朝6時前の発令）	朝6時の時点で警報が発令されている場合、児童受け入れは行いません。施設長は、その旨を保護者に通知します。	閉所します。施設長は、特別警報が発令されている旨、閉所する旨を保護者に通知します。
開所前（朝6時以降の発令）	朝6時以降、開所までの間に警報が発令された場合、施設長は、可能な限り自宅待機するよう保護者に通知します。ただし、児童が来所した場合にはやむを得ずとどめおくなどの措置をとり、速やかに迎えに来ていただけるよう、保護者に通知します。	児童が来所している場合には、速やかに迎えに来ていただけるよう、保護者に通知します。 ただし、児童の帰宅に安全上の懸念がある場合には、留めおくなどの措置を実施します。
開所中	児童をとどめおきます。施設長は、速やかに迎えに来ていただけるよう、保護者に通知します。児童の帰宅時間に関わらず、保護者の迎えが必要です。	

### 5.3.4 洪水・土砂災害への対応

#### (1) 避難手段と避難経路の選択

洪水・土砂災害の可能性がある場合は、施設長・職員は以下のとおり対応します。

##### ① 避難手段の準備

河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることがある。車での避難が必要となる可能性がある場合、施設長は、河川のはん濫前の避難を検討する。

##### ② 避難経路の安全性確認

県や市町村の災害対策本部やテレビ、ラジオ等の報道からの情報に注意し、施設長は、あらかじめ決めておいた安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選択しておき、万一の場合に備える。

##### ③ 誘導方法の確認

施設長、または施設長からの指示を受けた職員は、学校や公民館等の建物外に避難する必要があるときには、児童の服装を検討し、防寒などの対応できるか確認する。また、落下物から身を守るためのヘルメット等の装着が必要かどうかも検討する。

##### ④ 名簿と安全確保

避難誘導は、可能な限り職員が児童の氏名を名簿等で確認しながら行う。また、悪条件（雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける必要がある。

避難地に着いたら、職員は、直ちに点呼などにより名簿等と照合する。

## (2) 洪水・土砂災害発生時の対応

洪水・土砂災害が発生した場合は、施設長・職員は以下のとおり対応します。

### ① 避難を実施する場合の対応

避難を開始する際は、速やかに児童に伝えるとともに、職員同士で安全に避難地まで誘導する手順を確認する。また、避難時は、強風などによる断線した電線等に注意する。

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこから避難していきたかが分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等により、児童の所在を確認できるようにし、混乱を防止するような準備をしておく。

職員は、避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難が完了したことを施設長が保護者に報告する。

また、協力医療機関（おともクリニック）との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した児童が出た場合、職員は必要な応急処置を行い、受け入れ可能な医療機関等へ処置・入院等の協力を依頼する。

### ② 避難が不要な場合の対応

近隣での災害発生時は、当クラブ自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態になることも考えられる。職員は、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、職員同士が協力して児童の安全確保にあたる体制が求められる。

なお、ライフライン停止時は冷暖房装置が使えなくなる。夏季は熱中症に気を付け、水分・塩分補給等を行う。また、冬季は児童の保温のため、あらかじめ毛布、寝具等を準備しておく。

## 5.3.5 竜巻への対応

竜巻が発生した場合、施設長・職員は、発生時の居場所に応じ以下のとおり対応し、児童および職員の安全を確保します。

### (1) 屋内にいる場合

- 建物の最下階に移動する。
- 飛来物の影響を抑えるため、雨戸やシャッター、窓を閉め、カーテンを閉める。
- 窓ガラスからできるだけ離れ、風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所、壁に近い場所に身を寄せる。
- 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある物で頭を守るための避難姿勢をとる。

(2) 外遊び等で屋外にいる場合

- 鉄筋コンクリート造等、頑丈な建物に避難する。
- 物置やプレハブ（仮設建築物）等には避難しない。

(3) 来所、帰宅中の場合

職員は、安全計画に基づき、以下の事項について児童に安全教育を実施しておく。

- 屋根瓦等、飛ばされてくるものに注意する。
- 橋や陸橋の下には行かない。
- 近くの頑丈な建物や地下等に避難する。建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

### 5.3.6 雷への対応

雷が発生した場合、施設長・職員は、発生時の居場所に応じ以下のとおり対応し、児童および職員の安全を確保します。

(1) 屋内にいる場合

- 鉄筋コンクリート造の内部は比較的安全なため、特段の対応は不要。
- 木造建築の内部も基本的に安全だが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れることが望ましい。

(2) 外遊び等で屋外にいる場合

- 屋外活動をしている場合には、速やかに中断し、屋内に避難する。
- 近くに避難する場所がない場合には、低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくする。
- 電柱、煙突、鉄塔、建築物等の高い物体の最上部を45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4m以上離れたところに退避する。
- 高い木の近くは危険なため、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上離れる。

(3) 来所、帰宅中の場合

- 帰宅時間帯の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて当施設に児童を待機させる。この際、施設長は、対応内容を保護者等に連絡する。
- 安全計画に基づき、以下の点について児童に安全教育を実施しておく
  - ・ 来所時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないよう、児童に教育しておく。
  - ・

## 6. マニュアルの閲覧について

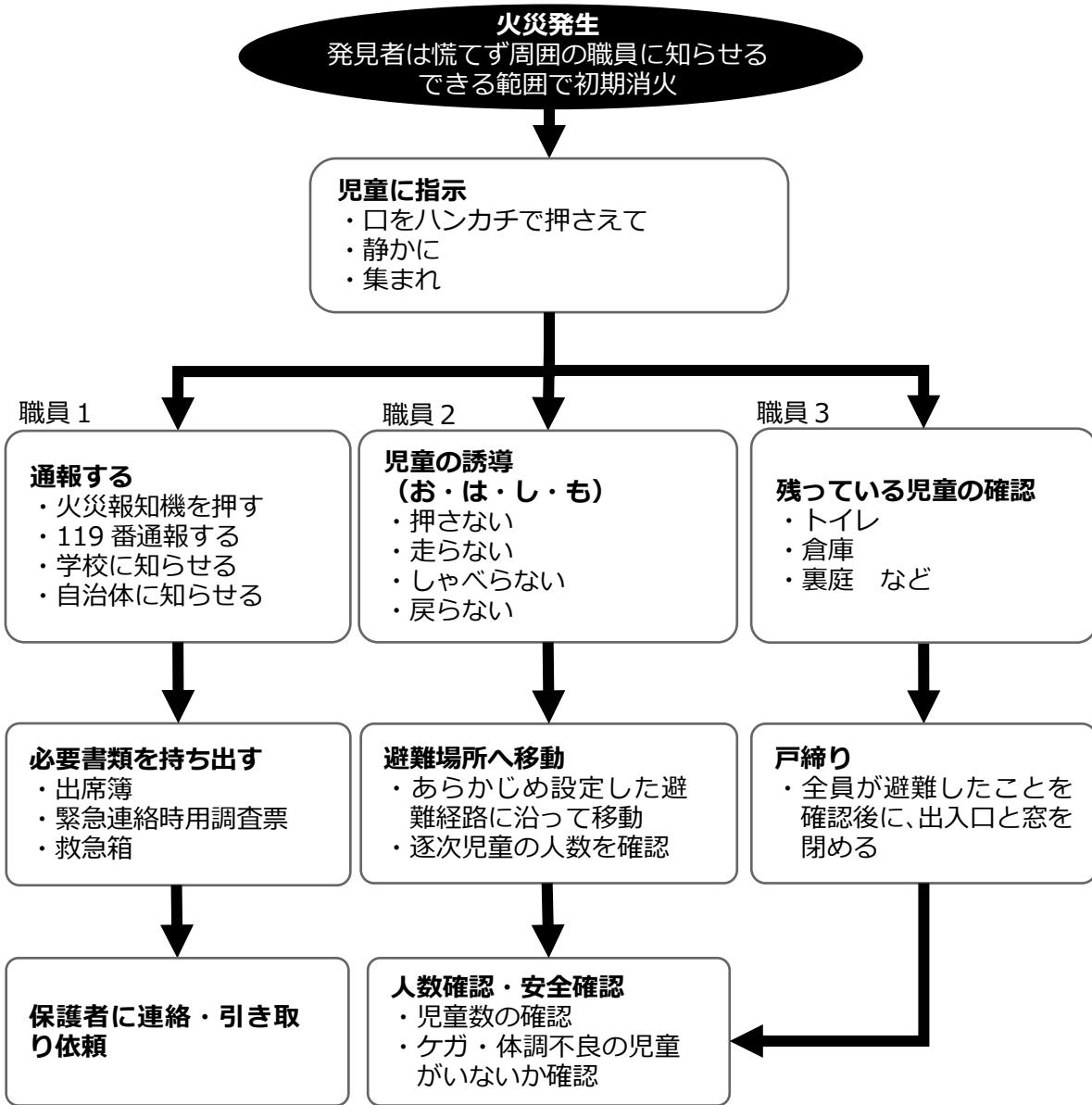
本マニュアルは当施設のホームページに常時掲載し、利用者等が常時閲覧可能な状態とする。

(附則)

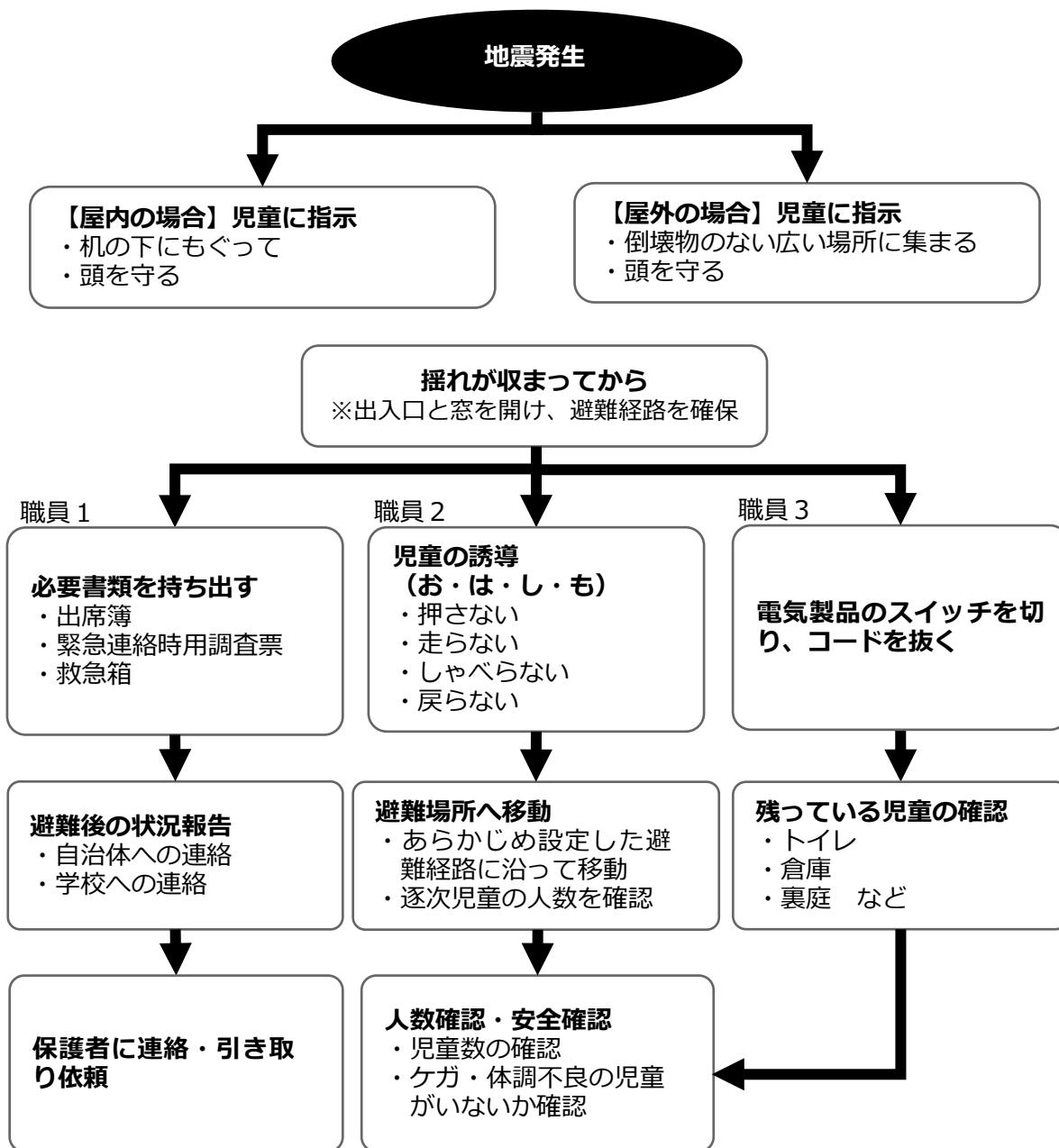
このマニュアルは令和6年4月1日より施行する。

このマニュアルは令和7年7月1日より改定・施行する。

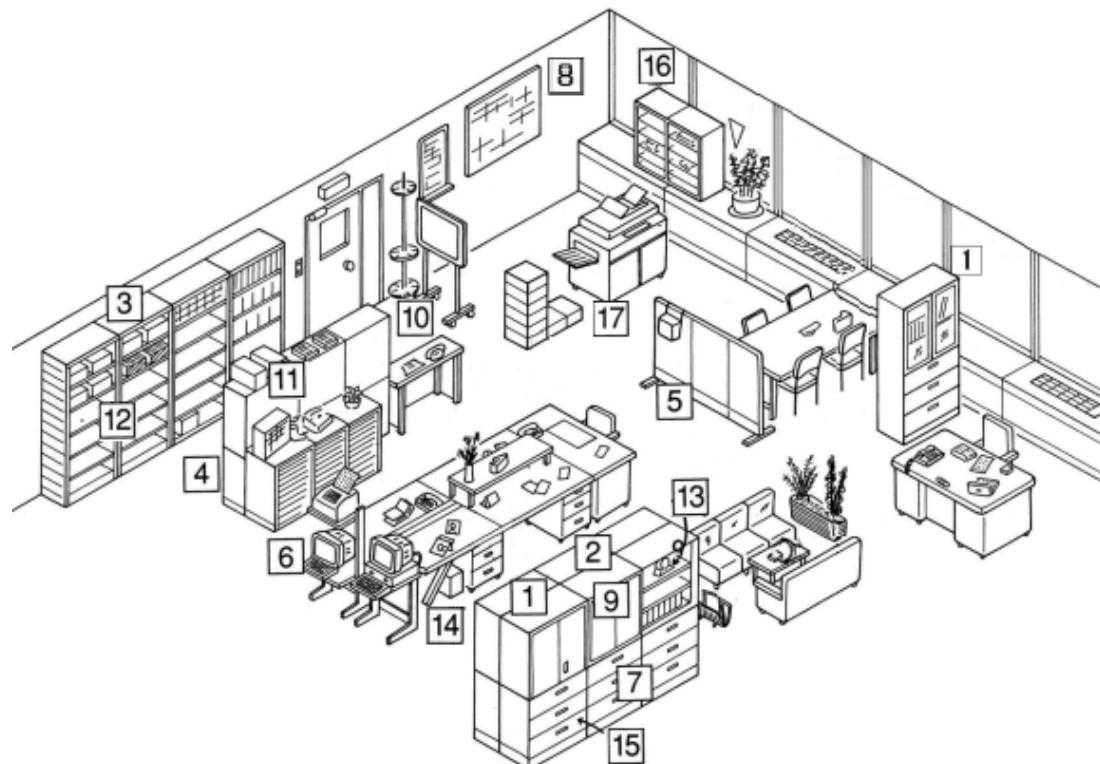
## 別紙 火災発生時の対応フロー



## 別紙 地震発生時の対応フロー（避難実施時）



別表3 家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表



実施日	検査実施者	点検結果
項目		点検結果
1 背の高い家具を単独で置いていない		
2 安定の悪い家具は背合わせに連結している		
3 壁面収納は壁・床に固定している		
4 二段重ね家具は上下連結している		
5 ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにし、床に固定している		
6 OA機器は落下防止してある		
7 引出し、扉の開き防止対策をしている		
8 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している		
9 ガラスには飛散防止フィルムを貼っている		
10 避難路に倒れやすいものはない		
11 家具、じゅう器等の天板上には物を置いていない		
12 収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない		
13 危険な収納物（薬品、可燃物等）がない		
14 デスクの下に物を置いていない		
15 引出し、扉は必ず閉めている		
16 ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない		
17 コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている		
(備考) 不備・欠陥がある場合には、防火・防災管理者に報告する。 実施しない項目は斜線とする。	防火管理者 確認	
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修		